

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：14401

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2017～2019

課題番号：16KK0055

研究課題名（和文）相続法と財産制の関係に基づく配偶者相続権の確立（国際共同研究強化）

研究課題名（英文）The Right of Spouse to succeed, based on Law of Succession and Matrimonial Property System(Fostering Joint International Research)

研究代表者

青竹 美佳 (Aotake, Mika)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：50380142

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,600,000円

渡航期間：12ヶ月

研究成果の概要（和文）：2018年の日本の相続法改正の概要と問題点について、ハンブルク・マックスプランク外国私法・国際私法研究所にてドイツ語で報告し、同研究所が発行している法学雑誌に内容をドイツ語論文として公表した。また、スイスの相続法改正の議論や2015年オーストリア相続法改正による新遺留分制度の概要を日本の改正相続法と比較して検討し、研究成果として日本語の論文を公表した。最後に、日本の新しい相続法を高齢社会への対応という観点から分析して英語の論文にまとめ、2020年3月23 - 25日にポーランドのトルンで開催される国際学会での報告が決まった。しかしコロナウィルスの影響で学会は2020年9月に延期となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツ・ハンブルクのマックスプランク外国私法・国際私法研究所にて、日本における2018年の相続法改正を、同研究所のシンポジウムで報告し、研究所が発行している法学雑誌に公表した。これにより、様々な国の研究者に日本の相続法改正の意義と問題点を知ってもらうことができた。同時に、日本の相続法改正について、諸外国の研究者から客観的な意見を聴くことができた。また、ヨーロッパ諸国の相続法改正の情報を各国の研究者から直接に得ることができ、その内容を日本の法学雑誌に公表した。これらの研究成果は、日本の新しい相続法の解釈やさらなる立法を検討する上で有意義であったといえる。

研究成果の概要（英文）：I worked at Max-Planck-Institute Hamburg in Germany and gave a presentation about the reform of the Japanese succession law 2018 and the article was published in Journal of Japanese Law in Germany. And I analyzed the difference of the reform of law of succession in Switzerland, Austria and Japan and the articles were published in Japan. Lastly, I made a research in the reform of the Japanese succession law for the aging society and I was invited to make a presentation in International Conference of Research on Family Services, 23-25 March 2020, Torun, Poland. But the Conference was postponed to September 2020 because of Covid-19-Pandemic.

研究分野：民法 相続法 家族法

キーワード：相続法 2018年相続法改正 遺留分制度 オーストリア相続法改正 スイス相続法改正 配偶者相続権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

2017年の日本では、配偶者相続権の修正をはじめとして、相続法の原則を根本的に見直すことを内容とする相続法改正の検討が行われ、公表された中間試案に基づいた議論が進行していた。そこでは、配偶者の居住権への配慮や、夫婦の継続期間に見合った相続権の設定など、実質に見合った配偶者相続権を追求する立場が表れていた（「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」15頁。もっとも、配偶者相続権の見直しは、最終的に2018年7月に公表された改正相続法では、903条4項において部分的にのみ実現されるに至った）。しかし、相続法改正の議論においては、現代の変化しつつある家族において実質に見合った配偶者相続権を追求するという大まかな方向性では意見が一致していたものの、議論の前提として、配偶者相続権と夫婦財産制の関係が明らかではなく、被相続人が死亡した際に、死者名義の財産のうちどの部分が生存配偶者の財産であるかを正確に定めて議論することができない状況であった。

つまり、夫婦の一方が死亡した場合には、他方は遺産の一定割合を相続することができるが、ここでいう遺産とは、夫婦の実質的な共有財産を清算した後の実質的に死亡配偶者に帰属する財産のみを指すのか、それとも、清算する前の名義上死亡配偶者の帰属する財産をすべて遺産とし、そこから、一定割合を相続することができるかについて、民法上明らかと言えない状況である。このように配偶者相続権と夫婦財産制の関係が曖昧な状況では、配偶者相続権の前提となる遺産の範囲が不明確なままであり、あるべき配偶者相続権を考察する理論的基盤が整っているとはいえない状況であった。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、夫婦財産制と相続法との関係を解明することに重点を置きつつ、あるべき配偶者相続権を考察することを目的として掲げている。上述のように民法において、夫婦財産制と相続法との関係が曖昧になっているのが大きな問題となっている。民法上、夫婦財産制は原則として別産であり、離婚時に、実質的に夫婦の共有財産であると捉えることのできる財産は財産分与によって清算されるというのが一般的な理解である。そして、配偶者の一方の死亡時には、生存配偶者は、夫婦の実質的な共有財産を清算する前の、名義上死亡配偶者に帰属する財産を遺産として、そこから法定相続分を相続することにより、夫婦の実質的な共有財産の清算を受けることになる。しかし、このような画一的な相続権によっては、実質に見合った清算を受けることは困難である。配偶者の実質に見合った相続権を確保するためには、夫婦財産制と相続法との関係についての、上記の理解を根本的に見直す必要がある。もっとも、相続権をより実質に見合った権利に高めようとする試みは、相続における画一的解決の必要性という無視しえない問題に直面する。本研究は、このような問題に取り組みつつ、今後の相続法の立法および解釈を発展させるために、現行法上不明確である配偶者相続権と夫婦財産制との関係について究明することを目的としている。

3. 研究の方法

この問題を追求するためには、比較法的見地からの研究が不可欠である。なぜなら、日本では現行法上、夫婦財産制と相続権との関係が不明確であり、配偶者相続権の根拠については議論が盛んであるものの、具体的な立法論や解釈論につなげるところにまで検討が熟しているとはいえない状況だからである。そこで、比較法の素材として、ドイツの相続法を対象にした。なぜなら、ドイツにおいては、日本において曖昧である夫婦財産制と配偶者相続権との関係について、ドイツ民法上手掛かりとなる規定が存在し、両者の関係を

踏まえた配偶者相続権の研究がより深化した形で行われているからである。ドイツ民法によると、法定夫婦財産制は剰余共同制であり（ドイツ民法1363条）夫婦の一方が死亡した場合には、離婚の場合とは異なり、剰余を清算せずに、他方の相続分を一律に1/4高めるという方法をとっている（ドイツ民法1371条1項）。

このような規律の理由は、剰余の清算をすることによる紛争を回避するためであるとされているが（Dieter Schwab, Familienrecht, 24. Aufl. 2016, S. 92; Rainer Frank/Tobias Helmus, Erbrecht, 6. Aufl. 2013, S. 28.）同規律は、学説において理論的・実地的観点から問題があるとの指摘が鋭くなされていた（Frank/Helms, a. a. O. S. 30; Anne Röthel/Wilfried Schlüter, Erbrecht, 2015, S. 53.）2010年の第68回ドイツ法曹大会では、このことがテーマとして取り上げられ、検討された（Anne Röthel, 68. DJT 2010, A 49ff.）。このように夫婦財産制と相続法との関係について議論の蓄積のあるドイツ相続法を、ドイツ国内の研究者と共同し、議論を重ねながら研究することが、配偶者相続権のあるべき方向性の理論的、実地的な基盤の形成にとって不可欠である。

そこで、マックスプランク外国私法・国際私法研究所(ハンブルク)に客員研究員として滞在し、パウム教授をはじめとするハンブルクを拠点とする研究者に協力を依頼し、上記の問題を研究することとした。

また、国際的な共同研究を進める上では、日本の相続法について説明し、問題点を共有することが不可欠であると考えられたため、日本の相続法改正の概要を発表して諸外国の研究者の意見と意見交換しながら研究を進めることとした。

4. 研究成果

(1) 配偶者相続権と夫婦財産制との関係について、レーテル教授との議論に基づいてドイツ相続法の規定と比較しながら分析し、夫婦の財産関係の実質的な清算の必要性について理論的および実地的な根拠を提示し、2017年11月の日本家族（社会と法）学会のシンポジウムで報告し、内容を同学会の法学雑誌にて公表した（2018年9月）。

(2) パウム教授の協力を得てコツィオール教授との共同研究により、日本の2018年相続法改正の中間試案を分析したドイツ語の学術論文を、マックスプランク外国私法・国際私法研究所の発行する日本法ジャーナルに公表した（2017年12月）。さらに、コツィオール教授との共同研究により、日本の相続法改正の概要と問題点を分析し、2018年4月にマックスプランク研究所にて開催されたシンポジウムにおいてドイツ語で報告した。その後、2018年7月に日本の相続法改正が公布されたため、シンポジウムでの報告をもとに改正法の概要と問題点を分析して、ドイツ語の論文を日本法ジャーナルに公表した（2018年12月）。

(3) マックスプランク研究所でチューリッヒ大学のアーネット教授をはじめとするスイス出身の研究者からスイスの相続法改正の情報と文献の提供を得て、スイス相続法改正の内容を分析し、日本の相続法改正と比較検討した日本語の論文を成果として阪大法学に公表した（2019年3月）。

(4) 2015年オーストリア相続法改正による遺留分制度の変化を2018年の日本の相続法改正による遺留分制度の変化と比較しながら、日本の新遺留分制度の特徴を分析し、成果を日本語の論文として阪大法学に公表した（2019年11月）。

(5) なお、相続法の基礎にある問題として、日本の家族法の抱える問題について、ベルリンの国際調停センター（Mikk）の研究会（2018年1月）およびポーランド・トルンの家族サービス学会（2019年3月）にて英語で口頭発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 青竹美佳	4. 巻 68巻6号
2. 論文標題 2018年スイス民法典（相続法）改正法案における家族の変化への対応	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 43-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Mika Aotake	4. 巻 46
2. 論文標題 Ausgewaehlte Fragen zur aktuellen Erbrechtsreform in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 53-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 青竹美佳	4. 巻 34
2. 論文標題 ドイツ相続法における夫婦の財産関係の清算について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 家族（社会と法）	6. 最初と最後の頁 40 - 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 青竹美佳	4. 巻 66
2. 論文標題 Problems in Divorce Law in Contemporary Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Osaka University Law Review	6. 最初と最後の頁 51-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 青竹美佳	4. 巻 69巻3・4号
2. 論文標題 2015年オーストリア相続法改正後の遺留分制度の特徴	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 605-643
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Mika Aotake	4. 巻 67
2. 論文標題 Legal Measures to Prevent Child Abuse in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Osaka University Law Review	6. 最初と最後の頁 39-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Mika Aotake/Gabriele Koziol	4. 巻 44号
2. 論文標題 Ueberblick ueber den Zwischenentwurf von 2016 zur Reform des Erbrechts in Japan, Zeitschrift fuer japanisches Recht	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 113-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 4件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Mika Aotake
2. 発表標題 Ausgewaelte Fragen zur aktuellen Erbrechtsreform in Japan
3. 学会等名 Deutsch-Japanische Juristenvereinigung (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mika Aotake
2. 発表標題 Leagal Measures Against Child Abuse In Japan
3. 学会等名 Conference of Research On Family Services (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mika Aotake
2. 発表標題 Family Law and Family Patterns in contemporary Japan
3. 学会等名 国際家事調停センター (Mikk) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 青竹美佳
2. 発表標題 ドイツ相続法における夫婦の財産関係の清算について
3. 学会等名 日本家族 (社会と法) 学会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 本山敦・青竹美佳・羽生香織・水野貴浩	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 260
3. 書名 家族法 (第2版)	

1. 著者名 大村敦志・窪田充見・青竹美佳 石綿はる美・堂園幹一郎・中原利明・幡野弘樹・羽生香織・増田勝久・宮本誠子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 248
3. 書名 民法（相続法）改正のポイント	

1. 著者名 能美善久・加藤新太郎・青竹美佳・足立文美恵・犬伏由子・大塚正之・佐々木健・本山敦	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 651
3. 書名 論点体系判例民法1 1 [第3版]	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	バウム ハラルド (Baum Harald)	マックスプランク外国私法・国際私法研究所・外国私法・教授	